

**令和3年度実施
高等専門学校機関別認証評価
評価報告書**

米子工業高等専門学校

令和4年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
基準1 教育の内部質保証システム	2
基準2 教育組織及び教員・教育支援者等	5
基準3 学習環境及び学生支援等	8
基準4 財務基盤及び管理運営	11
基準5 準学士課程の教育課程・教育方法	14
基準6 準学士課程の学生の受入れ	18
基準7 準学士課程の学習・教育の成果	20
基準8 専攻科課程の教育活動の状況	22
<参 考>	25
i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	26
ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	27

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- (3) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- (4) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修を実施した上で、高等専門学校からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

※ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の視察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、高等専門学校機関別認証評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

3年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定）
9月	運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月	オンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）
4年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）運営小委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会

3 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 高等専門学校機関別認証評価委員会

阿部 徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭／元 盛岡工業高等学校長
荒井 幸代	千葉大学教授
荒金 善裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
有信 睦弘	広島県立叡啓大学長
大島 まり	東京大学教授
萱島 信子	JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問
○京谷 美代子	元 株式会社FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
黒田 孝春	長岡技術科学大学特任教授
田中 英一	名古屋大学名誉教授
永澤 茂	長岡技術科学大学教授
新田 保次	元 鈴鹿工業高等専門学校長
飛原 英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福富 洋志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
◎武藤 睦治	長岡技術科学大学名誉教授
村田 圭治	近畿大学工業高等専門学校長
森野 数博	前 呉工業高等専門学校長
山口 周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山本 進一	豊橋技術科学大学理事・副学長
和田 安弘	長岡技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 高等専門学校機関別認証評価委員会運営小委員会

荒井 幸代	千葉大学教授
田中 英一	名古屋大学名誉教授
◎飛原 英治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福富 洋志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
○森野 数博	前 呉工業高等専門学校長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

青 山 晶 子	富山高等専門学校教授
佐 藤 一 志	仙台高等専門学校教授
◎田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
中 井 優 一	明石工業高等専門学校教授
中 野 正 勝	東京都立産業技術高等専門学校教授
榆 井 雅 巳	長野工業高等専門学校教授
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○福 富 洋 志	放送大学特任教授・神奈川学習センター所長／横浜国立大学名誉教授
南 将 人	八戸工業高等専門学校教授
向 谷 光 彦	香川高等専門学校教授
米 田 知 晃	福井工業高等専門学校教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(第2部会)

朝 倉 和	広島商船高等専門学校教授
○荒 井 幸 代	千葉大学教授
伊 東 昌 章	沖縄工業高等専門学校教授
大 庭 勝 久	沼津工業高等専門学校教授
岡 本 修	茨城工業高等専門学校教授
長 岡 史 郎	香川高等専門学校教授
中 村 格	鹿児島工業高等専門学校教授
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
◎森 野 数 博	前 呉工業高等専門学校長
湯 治 準一郎	熊本高等専門学校教授
米 光 裕	和歌山工業高等専門学校教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

◎荒 金 善 裕	元 東京都立産業技術高等専門学校長
○神 林 克 明	公認会計士、税理士
峯 岸 秀 幸	公認会計士、税理士
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象校及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象校全ての評価結果を取りまとめ、「令和3年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

その際、自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）も併せて公表し、その書面調査で確認できなかったものの、訪問調査において確認ができた内容については、本評価報告書の該当箇所後ろにアスタリスク*を付しています（一文の全体の場合は句点の後ろ）。

I 認証評価結果

米子工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

重点評価項目である評価の視点1-1については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 創造力を育む教育方法の工夫として、全ての専門学科でPBL、AL、グループワーク等を実践する科目を配置している。建築学科の「建築ゼミナール」では学生が作成した障害者施設の壁画が鳥取県知事と米子市長に報告され、地域の新聞・テレビのニュースに掲載されたほか、令和2年度には、アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテストで全国6位（地区大会最優秀賞）となり、デザインコンペティションでは3年連続最優秀賞（大臣賞）を受賞するなどの成果を上げている。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科・専攻の分野に関連した高等専門学校の専攻科、大学の学部、研究科等となっている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、養成しようとする人材像の内容が明示されていない。（観点1-2-①）
- 準学士課程及び専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、どのような教育方法で実施するのかが明示されていない。専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、学習成果をどのように評価するのかが明示されていない。また、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性について十分とはいえない。（観点1-2-②、観点1-2-⑤）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における高等専門学校の対応について）

令和3年度においては、学年当初から新型コロナウイルス感染症の影響から、通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったことから、対象校に対してその状況について報告を求めたところ、付録のとおり取り組んでいることが認められた。

II 基準ごとの評価

基準 1 教育の内部質保証システム
評価の視点
1-1 【重点評価項目】
<p>教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p>
1-2
<p>準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。</p>
1-3
<p>学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>
観点
1-1-1① 【重点評価項目】
<p>教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p>
1-1-1② 【重点評価項目】
<p>内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。</p>
1-1-1③ 【重点評価項目】
<p>学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。</p>
1-1-1④ 【重点評価項目】
<p>自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。</p>
(準学士課程)
1-2-1①
<p>準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>
1-2-1②
<p>準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>
1-2-1③
<p>準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>
(専攻科課程)
1-2-1④
<p>専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>

- 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。
- 1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

重点評価項目である評価の視点 1-1 については、重点評価項目の内容を全て満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 1-1

当校では、3年ごとに自己点検・評価を実施するための方針として「米子工業高等専門学校自己点検及び評価等に関する規則」を定め、自己点検・評価の実施体制として点検・評価委員会を設置している。*

「米子工業高等専門学校自己点検及び評価等に関する規則」において、自己点検・評価の基準・項目を設定している。

内部質保証システムに基づき、明確な責任体制の下、根拠となるデータや資料を定期的に収集・蓄積している。*3年ごとに自己点検・評価を実施しており、その結果を『独自の自己点検・評価報告書』としてウェブサイトで公表している。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、就職・進学先関係者からの意見聴取を実施している。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価、日本技術者教育認定機構（以下、「JABEE」という。）による認定審査の結果を踏まえて実施している。

「米子工業高等専門学校自己点検及び評価等に関する規則」によって、内部質保証に係る体制が明確に規定されている。*

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応している。*

自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っている。

これらのことから内部質保証システムが整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、重点評価項目である評価の視点 1-1 については、「重点評価項目の内容を全て満たしている。」と判断する。

評価の視点 1-2

< 準学士課程 >

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、養成しようとする人材像の内容が示されていないものの、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると卒業できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容を実施するのか、学習成果をどのように評価するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められており、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

<専攻科課程>

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、どのような学習成果を上げると修了できるかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような教育課程を編成するのか、どのような教育内容を実施するのかを示し、学校等の目的を踏まえ、定められている。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、入学者選抜の基本方針、求める学生像、学力の3要素を示し、学校等の目的、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、定められている。

これらのことから、準学士課程、専攻科課程それぞれについて、三つの方針が学校の目的を踏まえて定められていると判断する。

評価の視点 1－3

学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜、点検・評価委員会で見直しを行う体制を整備し、点検を行っている。

これらのことから、学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、養成しようとする人材像の内容が明示されていない。（観点1－2－①）
- 準学士課程及び専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、どのような教育方法で実施するのかが明示されていない。専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）において、学習成果をどのように評価するのかが明示されていない。また、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性について十分とはいえない。（観点1－2－②、観点1－2－⑤）

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
- 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点

- 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。
- 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。
- 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。
- 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。
- 2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。
- 2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。
- 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。
- 2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。
- 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点2-1

準学士課程には、総合工学科を設置している。学科の構成は、学校等の目的及び卒業の認定に関する方

針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

専攻科課程には、生産システム工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻を設置している。専攻の構成は、学校等の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有している。

教育活動を有効に展開するための検討・運営体制として、教務に関する事項を審議するために教務委員会、学生に関する事項を審議するために学生委員会、入学試験に関する事項を審議するために入学試験委員会、専攻科に関する事項を審議するために専攻科委員会を設置し、必要な活動*を行っている。

これらのことから、学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであり、また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していると判断する。

評価の視点 2-2

当校の準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる教員数を確保している。

また、授業科目に適合した専門分野の一般科目担当教員及び専門科目担当教員を配置していることに加え、博士の学位を有する教員、担当する言語を母国語とする教員、技術資格を有する教員、民間企業等における勤務経験を有する教員、海外経験を有する教員を配置している。

当校の専攻科課程では、授業科目に適合した専門分野の教員が授業科目を担当していること及び適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、年齢構成が特定の範囲に著しく偏ることのないように、職名ごとの人員枠の割り振り等を行うとともに、教育経歴、実務経歴、男女比を配慮している。

また、教員に対して、学位取得に関する支援*、任期制*、公募制*の導入、校長裁量経費等の予算配分、他の教育機関との人事交流等の措置を講じている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていると判断する。

評価の視点 2-3

教員（非常勤教員を除く。）については、「米子工業高等専門学校の教員業績評価に関する要項」に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度、行っている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置を行っている。

非常勤教員については、授業評価アンケートを行っている。

教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を、法令に従い定めており、この基準に基づき採用・昇格等を行っている。*

教員の採用に当たっては、「米子工業高等専門学校教員選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経歴を確認している。また、模擬授業を実施している。

教員の昇格に当たっては、「米子工業高等専門学校教員選考基準」に定められた判断方法により、教育歴、実務経歴を確認している。

非常勤教員については、「米子工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する内規」を定めている。

これらのことから、全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていると判断する。

評価の視点2-4

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制としてFD・SD委員会を設置しており、毎年度、FDを実施している。

令和2年度においては、新任教員研修会、遠隔授業に関するFD研修会等を実施している。

FDの結果、学内で統一した方式による遠隔授業を導入するなどの改善が図られており、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。*

教育支援者（事務職員、技術職員等）を法令に従い適切に配置している。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、司書資格を有する職員を配置している。

教育支援者等の資質の向上を図るため、令和2年度においては、PBL教育の取組事例をテーマとしたリベラルアーツ教育研究会等を行っている。*

また、技術職員の専門技能の向上を図るための取組として、令和2年度にIT人材育成研修会に技術職員を参加させている。

これらのことから、教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われており、また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員に対して、教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行ってはいるが、その結果を基に研究費配分への反映等を行う取組が十分とはいえない。（観点2-3-①）

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

- 3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。
- 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点

- 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。
- 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。
- 3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
- 3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。
- 3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。
- 3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。
- 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
- 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点3-1

当校は、設置基準を満たす校地面積、校舎面積及び運動場を確保している。設置基準に定められた専用の施設、情報処理及び語学の学習のための施設を校舎に備え、附属施設として、実験・実習工場を整備している。また、自主的学習スペース、厚生施設、コミュニケーションスペースを設けている。

これらの施設等については、「米子工業高等専門学校安全衛生委員会規則」に基づき安全衛生管理体制を整備しており、実験実習安全必携を策定し、安全衛生に係る点検、授業科目内における安全教育やガイダンス等*を実施している。また、施設等のバリアフリー化についても配慮している。

これらの施設等について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「米子工業高等専門学校点検・評価委員会規則」に基づき整備しており、把握した結果、トイレの改修や外灯のLED化等の改善を図っている。*

ICT環境が、「米子工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程」に基づいたセキュリティ管理体制の下、整備されており、情報セキュリティ教育*として、学生に対してはLHRで情報セキュリティ講座を行い、教職員については情報セキュリティ講習会を実施している。

ICT環境については、アンケートにより、学生及び教職員の活用状況を把握している。

また、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制を「米子工業高等専門学校点検・評価委員会規則」に基づき整備しており、把握した結果、教育用コンピュータシステムの導入等の改善を行っている。*

設置基準に定められている図書館を備えており、図書 79,989 冊（うち、外国書 6,269 冊）、学術雑誌 5,509 種（うち、外国書 4,697 種）、電子ジャーナル 5,304 種（うち、外国書 4,651 種）、視聴覚資料 140 点*を所蔵するなど、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理*している。

これらの資料を活用するための取組として、ガイダンス、開館時間の延長、ブックハンティング、読書感想文・エッセイコンクール、ビブリオバトルを行っている。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されており、また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていると判断する。

評価の視点3-2

履修指導のガイダンスを学科生、専攻科生、編入学生、留学生、障害のある学生*に対して、実施している。

実習工場の利用については、ガイダンスを行っている。*

図書館の利用については、ガイダンスを行っている。

学生の自主的学習を支援するため、担任（又は指導教員）による学習支援体制、オフィスアワー、対面型の相談受付体制、資格試験・検定試験等の支援体制、外国への留学に関する支援体制等を整備している。これらの支援体制の利用状況は、オフィスアワー（電気回路Ⅰ）の令和2年度の質問件数が46件*、学生相談室の令和2年度の利用件数が97件となっているほか、建築士資格講座の令和2年度の参加人数が7人*、令和元年度の海外派遣学生数が54人となっている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任又は指導教員による意見聴取、意見投書箱の設置を実施している。

これらの取組のうち、担任又は指導教員による意見聴取については、年度初めに面談を実施しており、意見投書箱には年1～2回程度、学生からの手紙が投書されている。*

留学生、編入学生*、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しており、留学生には、指導教員による学習支援、チューターの配置、編入学生には、入学前の事前指導、社会人学生には、入学前の事前相談、特別研究指導教員による学習支援、障害のある学生には、入学前の事前相談や定期試験の別室受験等の取組を行うなど、必要に応じた支援を行っている。

なお、障害者差別解消法に対応し、合理的な配慮を行う体制を整備している。

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配

置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等を整備し、学生相談等を実施している。

「米子工業高等専門学校いじめ防止基本計画」等を定め、いじめの防止・早期発見・対処等の体制を整備し、いじめ防止の取組を実施している。

また、健康相談・保健指導を行っており、健康診断を毎年度*、実施している。

学生の経済面に係る指導、相談、助言等の体制として、奨学金制度、授業料減免制度、特待生制度、緊急時の貸与制度、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度、寄宿料免除制度を整備し、授業料の減免等*を実施している。

就職や進学等については、キャリア支援室による進路指導を含めたキャリア教育の体制を整備しており、キャリア教育に関する研修会等、進路指導ガイダンス*、進路指導室の設置*、進路先（企業）訪問、進学・就職に関する説明会、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談*、資格取得による単位修得の認定*、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結を行っている。

学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動については、学生委員会による支援体制を整備し、支援を行っている。明確な責任体制の下、外部指導員の配置、設備の整備等を行っている。

学生寮を整備しており、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として食堂、補食室、浴室、談話室等を整備するとともに、勉学の場として製図室、作業室、自習室を整備している。

日課表により食事、入浴、自習時間、就寝消灯時間が定められており、規則正しい生活を送ることとなっている。また、自習時間帯は学習することが義務付けられている。定期試験前に寮務部教員、寮生会役員が指導役となり勉学支援（勉強会）を行う取組を行っており、寮生の学業成績の向上を図っている。

これらのことから、教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しており、また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

<p>基準 4 財務基盤及び管理運営</p> <p>評価の視点</p> <p>4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。</p> <p>4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</p> <p>観点</p> <p>4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。</p> <p>4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。</p> <p>4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p> <p>4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。</p> <p>4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。</p> <p>4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。</p> <p>4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。</p> <p>4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。</p> <p>4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p>
--

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点 4-1

当校は教育研究活動に必要な校地、校舎等の資産を有している。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）から学校運営に必要な予算が配分されており、経常的な収入を確保している。また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等による外部資金についても安定した確保に努めている。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はない。

収支に係る方針、計画等を策定しており、関係者（教職員等）へ明示している。

収支に係る方針、計画等に基づいた資源配分を行っており、その内容について、関係者（教職員等）へ明示している。

また、教育研究活動に必要な施設・設備の整備計画を策定している。

学校を設置する法人である高専機構の財務諸表が官報において公告され、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査*、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査*が実施されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されており、また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

評価の視点 4-2

管理運営体制に関する諸規程等を整備し、運営会議等を設置している。校長、主事等の役割分担を明確に規定し、校長のリーダーシップが発揮できる体制となっている。

事務組織の諸規程に基づき、事務組織を整備している。

これらの諸規程や体制の下、令和2年度においては、運営会議を39回開催し*、教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているなど、効果的な活動を行っている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を「米子工業高等専門学校危機管理体制点検・整備に関する要綱」に基づき整備し、危機管理マニュアル等を整備している。これらに基づき、毎年度、防災避難訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っている。

外部の財務資源を積極的に受入れる取組として、教職員FD・SD研修会（科研費関係）を行っている。*平成28年度から令和2年度の外部資金の受入実績は、5年間の合計で、科研費57,879千円、受託研究32,585千円、共同研究73,492千円、受託事業41,726千円、奨学寄附金128,664千円となっている。

また、「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」、「米子工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する内規」に基づき公的研究費を適正に管理するための体制を整備している。

外部の教育資源活用のための取組として、公益財団法人鳥取県産業振興機構や自治体等との協定を締結しているほか、企業技術者等と「地域ニーズ対応共同教育」を行っている。

また、外部の研究資源活用のための取組として、地域共同研究開発推進事業を実施している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）を「米子工業高等専門学校FD・SD委員会規則」に基づき、組織的に行っている。令和元年度においては、高専機構が実施する情報担当者研修会等に職員を参加させている。

また、教授等の教員や校長等の執行部については、高専機構が実施する教員研修会（管理職研修会）、新任校長・事務部長研修会*に参加させている。

これらのことから、学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しており、また、外部の資源を積極的に活用していると判断する。

評価の視点 4-3

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報を当校ウェブサイトで公表している。*

これらのことから、学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 実践的な問題設定と課題解決能力を養うことを目的として、地元企業が抱える課題やニーズを卒業研究・特別研究等のテーマに設定し、地域の技術者と連携して課題解決に取り組む「地域ニーズ対応共同教育」を実施し、人材の地域定着、ものづくりの基盤技術の承継、地域人材の循環サイクルの確立を図っている。令和元年度には 4 件の研究を実施し 6 人の学生が参加しているほか、3 件の外部講師の招聘を実施し、130 人が受講している。

<p>基準5 準学士課程の教育課程・教育方法</p>
<p>評価の視点</p> <p>5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p> <p>5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>
<p>観点</p> <p>5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。</p> <p>5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。</p> <p>5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。</p> <p>5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p>5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。</p>

【評価結果】

基準5を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点5-1

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けたカリキュラム・マップを作成し、体系を明確化する取組を行っており、一般科目と専門科目は学年進行とともに専門科目が多くなるくさび型の配置とするなど、授業科目を体系的に配置している。

進級に関する規程として、「米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規」を整備している。

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週を確保しているとともに、特別活動を90単位時間以上実施している。

教育課程の編成及び授業科目の内容について、以下の取組を行っている。

- ・インターンシップによる単位認定
- ・専攻科課程教育との連携
- ・外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成
- ・資格取得に関する教育
- ・他の高等教育機関との単位互換制度
- ・個別の授業科目内での工夫
- ・最先端の技術に関する教育

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則及び「米子工業高等専門学校高等専門学校以外の教育施設等における学修等に関する規則」に定められ、法令に従い取り扱っている。

創造力を育む教育方法の工夫として、機械工学科では1年次「モノづくりワークショップ」、物質工学科では2年次「物質工学創造実習」、建築学科では4年次「建築ゼミナール」、電気情報工学科では4年次「電気情報工学演習」*、電子制御工学科では5年次「マイコン制御」*を開講し、PBL型、AL型の授業やグループワークを実践する授業を行っている。これらの取組の結果、学生が創造力を発揮し、障害者施設の壁画制作が地域の新聞・ニュースに掲載されたほか、令和2年度には、アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテストで全国6位（地区大会最優秀賞）となり、デザインコンペティションでは3年連続最優秀賞（大臣賞）を受賞するなどの成果を上げている。*

実践力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科共通の授業科目として「校外実習」を開講しており、学生は実習先で就業体験を行っているほか、終了後に報告会を行っている。令和2年度の参加学生数は112人となっており、参加学生が得た効果として、「情報共有や連携の重要性がわかった」、「専門分野以外の知識の必要性を感じた」といった報告がされている。*

国際対応力を育む教育方法の工夫として、独自の韓国研修や、今後、参加が想定される海外インターンシップを単位化し、令和元年度には51人が単位認定されている。また、国際交流支援室を設置して各種国際交流プログラムを推進しており、参加者は平成26年度の24人から令和元年度の57人へ約2.4倍増加している。*

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であると判断する。

評価の視点5-2

授業形態の構成割合は、単位数からみて、機械システムコースについては、講義73.1%、演習11.0%、実験・実習16.0%、電気電子コースについては、講義77.4%、演習7.1%、実験・実習15.5%、情報システムコースについては、講義77.9%、演習6.6%、実験・実習15.5%、化学・バイオコースについては、講義74.3%、演習5.3%、実験・実習20.4%、建築デザインコースについては、講義73.1%、演習7.6%、実験・実習19.3%となっている。

また、教育内容に応じた学習指導上の工夫として、教材の工夫、少人数教育、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮、一般科目と専門科目との連携を行っている。

高専機構のWebシラバスを導入しており、シラバスには、授業科目名、単位数、授業形態、対象学年、担当教員名、教育目標等との関係、達成目標、教育方法、教育内容（1授業時間ごとに記載）、成績評価方法・基準、事前に行う準備学習、設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目（以下「履修単位科目」

という。)か、第4項の規定に基づく授業科目(以下「学修単位科目」という。)かの区別、教科書・参考文献に係る項目を明示している。

教員及び学生のシラバスの活用状況をアンケートにより、把握している。

また、履修単位科目は1単位当たり30時間を確保し、1単位時間を50分で規定、45分で運用としているが、2時間連続の90分とすることにより、出席確認や前回の授業の振り返り等に要する時間を短縮することで、50分に相当する教育内容を確保している。

45時間の学修を1単位とする単位計算方法を導入している授業科目の履修時間については、授業科目ごとのシラバスや履修要項等に、授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しており、その実質化のための対策として、授業外学習の必要性の周知を図る取組、事前学習の徹底、事後展開学習の徹底、授業外学習の時間の把握を行っている。

これらのことから、準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていると判断する。

評価の視点5-3

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、成績評価や単位認定に関する基準として「米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規」を定め、学生に周知し、各授業科目の成績評価等を行っている。

成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。*

学修単位科目の授業時間以外の学修についての評価が、シラバス記載どおりに行われていることを、無作為抽出した科目について教務部で点検を実施することにより、学校として把握している。

追試験、再試験、追認試験の成績評価の方法として「米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規」を定めている。*

成績評価結果については、学生からの意見申立の機会を設けている。

成績評価等の客観性・厳格性を担保するため学校として、成績評価の妥当性の事後チェック、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックを行っている。

学則に修業年限を5年と定めている。

卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、卒業認定基準として「米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規」を定め、学生に周知し、卒業認定を行っている。

卒業認定基準に関する学生の認知状況をアンケートにより、把握している。

これらのことから、準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 創造力を育む教育方法の工夫として、全ての専門学科でPBL、AL、グループワーク等を実践する科目を配置している。建築学科の「建築ゼミナール」では学生が作成した障害者施設の壁画が鳥取県知事と米子市長に報告され、地域の新聞・テレビのニュースに掲載されたほか、令和2年度には、

アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテストで全国6位（地区大会最優秀賞）となり、デザインコンペティションでは3年連続最優秀賞（大臣賞）を受賞するなどの成果を上げている。*

- 国際対応力を育む教育方法の工夫として、独自の韓国研修や、今後、参加が想定される海外インターンシップを単位化し、令和元年度には51人が単位認定されている。また、国際交流支援室を設置して各種国際交流プログラムを推進しており、参加者は平成26年度の24人から令和元年度の57人へ約2.4倍増加している。*

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、本試験と再試験で同一の試験問題が出題されており、成績評価に関する規定、シラバス内の成績評価の方法等とは異なる成績評価が行われている。（観点5-3-①）

基準6 準学士課程の学生の受入れ
<p>評価の視点</p> <p>6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>
<p>観点</p> <p>6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p> <p>6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

評価の視点6-1

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、面接、調査書、推薦書を総合して、学力検査による選抜においては、学力検査、調査書を総合して、帰国子女特別選抜においては、学力検査、面接、調査書を総合して、編入学生の選抜においては、志願調査書、調査書を総合して可否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「米子工業高等専門学校入学試験委員会規則」、「米子工業高等専門学校入試委員会に設置する入試制度検討専門部会に関する細則」に基づき整備している。

検証の結果、オープンキャンパスにおいてOG講演会や大学進学相談コーナーを企画したほか、学科再編に伴い推薦入試における面接の質問事項の見直し等の改善を行っている。

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会、入試制度検討専門部会を整備している。

当校においては、令和3年度に機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、物質工学科、建築学科を改組し、総合工学科を設置している。

当校における平成29年度から令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

これらのことから、入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能しており、また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となって

いると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 準学士課程の学習・教育の成果
評価の視点
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。
観点
7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。
7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【評価結果】

基準7を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）**評価の視点7-1**

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「米子工業高等専門学校学業成績の評価及び課程修了の認定に関する内規」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から、把握し、評価を実施している。

学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「米子工業高等専門学校自己点検及び評価等に関する規則」、「米子工業高等専門学校点検・評価委員会規則」に基づき整備し、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業時の学生、卒業生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

卒業時の学生については、令和2年度に本科5年生本校の教育目的等の周知と達成度と学習・生活環境に関するアンケートを、卒業生については、令和2年度に国立米子高専本科卒業生及び専攻科修了生へのアンケートを、就職先、進学先については、令和2年度に国立米子高専本科卒業生及び専攻科修了生が備えている能力に関するアンケートを行っている。

当校における平成28年度から令和2年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は99.3%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は99.4%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

これらのことから、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の学部等となっている。

基準8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点

- 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。
- 8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。
- 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点

- 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。
- 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。
- 8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。
- 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。
- 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
- 8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。
- 8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。
- 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。
- 8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

- 8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。
- 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

評価の視点8-1

当校の専攻科は、J A B E E認定プログラムの認定を受けており、その際に、教育課程は準学士課程の教育との連携及び当該教育からの発展等を考慮したものとなっていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていること、バランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされていること、また、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、成績評価・単位認定基準及び修了認定基準が、組織として策定され、学生に周知され、成績評価・単位認定・修了認定が適切に実施されていることが確認されている。

また、当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

これらのことから、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われており、また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていると判断する。

評価の視点8-2

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）のうち、入学者選抜の基本方針に沿った適切な入学者選抜方法を定めている。

推薦による選抜においては、面接、成績証明書、推薦書、調査書等を総合して、学力検査による選抜においては、学力検査、面接、調査書等を総合して、社会人特別選抜においては、面接、志願調査書等を総合して合否を判定している。

入学者選抜方法に基づき、学生の受入れを適切に実施している。*

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制を「米子工業高等専門学校入学試験委員会規則」、「米子工業高等専門学校教務委員会規則」に基づき整備している。

検証の結果、定員管理の厳粛化や推薦入試における合否判定基準の見直し等の改善を行っている。*

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会を整備している。

当校における平成29年度から令和3年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均から、

生産システム工学専攻については1.63倍、物質工学専攻については1.35倍となっており、入学者数が入学定員を大幅に超える状況になっているものの、特別研究を担当する教員の配置整備、実験設備の確保等の取組により、教育・研究設備や研究指導に支障は生じていない。しかし、入学定員と実入学者数との乖離を縮小させる取組が必要である。

これらのことから、入学者の選抜が、専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、入学状況は適正であると判断する。

評価の視点 8-3

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制を「米子工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から、把握し、評価を実施している。*

学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を「米子工業高等専門学校自己点検及び評価等に関する規則」、「米子工業高等専門学校点検・評価委員会規則」に基づき整備し、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生、修了生、進路先関係者等からの意見聴取の結果から、把握し、評価を実施している。

修了時の学生については、令和2年度に本校の教育目的等の周知と達成度と学習・生活環境に関するアンケートを、修了生については、令和2年度に国立米子高専本科卒業生及び専攻科修了生へのアンケートを、就職先、進学先については、令和2年度に国立米子高専本科卒業生及び専攻科修了生が備えている能力に関するアンケートを行っている。

当校における平成28年度から令和2年度の5年間の就職率（就職者数／就職希望者数）は99.5%と極めて高くなっており、進学率（進学者数／進学希望者数）は100%と極めて高くなっている。就職先は当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっており、進学先は専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

当校の専攻科生は、修了時に、大学改革支援・学位授与機構へ学士の学位授与申請を行っており、平成28年度から令和2年度の5年間の修了生の学位取得率の平均は100%であり、学位取得者数は141人となっている。

これらのことから、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 専攻科課程の就職について、就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も当校が育成する技術者像にふさわしい製造業等となっている。進学についても、進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も専攻の分野に関連した大学の研究科等となっている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名 米子工業高等専門学校

(2) 所在地 鳥取県米子市彦名町

(3) 学科等の構成

準学士課程： 総合工学科（1年）、

機械工学科・電気情報工学科・電子制御工学科・物質工学科・建築学科（2～5年）

専攻科課程： 生産システム工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻

(4) 認証評価以外の第三者評価等の状況

特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻）

JABEE認定プログラム（専攻名：生産システム工学専攻、物質工学専攻、建築学専攻）

(5) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数：1,062人

教員数：専任教員73人

助手数：0人

2 特徴

米子工業高等専門学校（以下「本校」という）は、鳥取県及び米子市の多大な尽力と支援により、昭和39年度に国立高専第三期校のひとつとして設置された。以来、今日においても、鳥取県西部地区唯一の工業系高等教育機関として、地域に根ざした技術者の養成に努めている。

設立当初は、機械工学科・電気工学科・工業化学科の3学科・総定員600名の構成であったが、順調な経済成長の下支えにより、山陰地区でも建築技術者養成の要望が高まり、昭和44年度に建築学科を増設した。その後、急速に発展したメカトロニクス分野の中堅技術者育成に対する社会的要請に応えるため、昭和62年度、電子制御工学科を増設し、5学科・総定員1,000名の体制となった。平成6年度には、ファインケミカルとバイオテクノロジーに即応する人材養成のため、工業化学科を、材料工学コースと生物工学コースの2コースを有する物質工学科へと改組した。また、平成16年度には電気工学科を、慢性的な人材不足状態にある情報技術者の養成を行うことができるよう、情報関連科目を拡充した電気情報工学科とした。平成25年度には教養教育（リベラルアーツ教育）の充実を目指し、一般科目を教養教育科へと名称変更を行った。平成16年度には、生産システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻の3専攻からなる専攻科を設置し、準学士課程5学科・専攻科課程3専攻、総学生定員1,040名の体制が整った。そして、平成24年5月には、「複合システムデザイン工学プログラム」と「建築学プログラム」の2つの教育プログラムがJABEE認定を受けた。

しかしながら、高度情報化やグローバル化の進展は目覚ましく、また、急速に人口減少や高齢化・少子化が進むこの地域が持続的に発展・存続していくためには、抜本的な産業構造の改革が必要である。そして、その改革を牽引できる人材の育成が、地域に根ざした高専であり続けるための、本校に課せられた使命と考えている。そこで、複眼的視野と幅広い知識をもち、自らの専門分野に異分野の知識や技術を融合して、新たな社会的・経済的価値を創出することができる総合力を備えた技術者を養成することを目的とし、令和3年度には、準学士課程の既設5学科を「総合工学科(Department of Integrated Engineering)」と称する1学科5コース制（機械システムコース、電気電子コース、情報システムコース、化学・バイオコース、建築デザインコース）へ再編し、現在に至っている。

本校の目的は、学則第1条に「教育基本法の本質にのっとり、学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」と定めている。この目的のために、「ものづくり」に興味・関心をもつ中学卒業生を受け入れ、低学年では技術者としての基礎教育と「ものづくり」や実験・実習を通して基礎力の育成と専門に対する動機付けを行う。高学年では専門の体系的な教育を行い、基礎力を育成しつつ、実験・実習や演習で応用力やコミュニケーション力、地域の実務経験者の講義や校外実習（インターンシップ）で課題探求・課題解決能力（発展力・創造性）、加えて技術者としての倫理力を持つ実践的な技術教育を行っている。さらに、再編した総合工学科や専攻科課程においては、持つ知識・技術を融合・複合し、幅広い分野で活躍できる技術者の育成を目指している。

また、本校では、技術者として社会で活動する際に必要なチームワーク力や人間力を向上させる取り組みの一環として、種々の課外活動を活発に行っている。体育部を16部、文化部を7部、同好会を9部置き、指導教員が活動を支援している。部・同好会活動のほか、ロボットコンテスト、プログラミングコンテストやデザインコンペティションなどへの学生の参加も積極的に支援しており、これまで継続的に優秀な成績を収めてきたことも特筆すべき点の一つである。これらの課外活動で優秀な成績を収めた学生に対しては校内表彰を行い、その功績を称え、活動を奨励している。そして、冒頭に述べたように、本校は鳥取県西部地区唯一の工業系高等教育機関として、地域連携に関する実績をあげていることが大きな特徴である。平成3年に「地域共同テクノセンター」の前身組織を設立すると共に、地域の企業・自治体等を会員とする「米子高専振興協会の会」を組織して以来、産学官金連携活動に注力してきた。現在、会員数は200社を超え、共同研究、受託研究、技術相談、共同教育等を活発に行っているほか、自治体の各種委員に多数就任するなどして、地域貢献を果たしている。また、公開講座、出前講座、外部組織との連携講座も多数実施しており、小中学生の科学教育や一般市民の生涯教育の一翼を担っている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

【1】本校の目的

・米子工業高等専門学校は、教育基本法の本質にのっとり、学校教育法に基づいて、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

（米子工業高等専門学校学則第1条）

・専攻科は、高等専門学校における教育の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もつて広く産業の発展に寄与する創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（米子工業高等専門学校学則第47条）

【2】教育理念

地域社会との連携と実践的な技術教育を重視し、豊かな感性と国際性を持ち、高度な専門知識を基盤に異分野の知識・技術を融合して、新たな社会的価値を創出することができる技術者を養成する。

【3】養成すべき人材像

本校では、教育理念に基づき、次のような人材を養成することを目標にしている。

【3-1】総合工学科

- ① 技術の基礎と実践的教養を身につけた人材
- ② 基盤となる専門分野を中心に、幅広い知識を複合させ、新たな価値を創出できる人材
- ③ 地域や社会の特性を理解し、その発展に貢献できる人材

- ④ 生涯にわたって意欲的に学習に取り組める人材
- ⑤ 国際感覚と高い倫理観を持つ人材
- ⑥ 他者と協調して創造的な活動ができる人材

【3-2】 機械工学科，電気情報工学科，電子制御工学科，物質工学科，建築学科，専攻科

- ① 豊かな感性と高い倫理観に裏打ちされた幅広い教養を持つ人材
- ② 専門知識と技術を活用して，実践的なものづくりを行える人材
- ③ 主体的に問題を発見し，それを解決していく能力を有する人材
- ④ 環境保全も視野に入れて国際的に活動するとともに，地域への貢献が果たせる人材
- ⑤ 幅広い後学知識を複合させ，活用できる人材

【4】 学習・教育目標

本校では目指すべき技術者を養成するため，学生が身につけるべき能力として以下の学習・教育目標を定めている。

- A 技術者としての基礎力
- B 持てる知識を使う応用力
- C 社会と自らを高める発展力
- D 地球の一員としての倫理力
- E 社会とかかわるためのコミュニケーション力

【5】 学科及び専攻ごとの教育目標

本校では，学科・コース・専攻ごとの教育目標を以下のように定めている。

【5-1】 準学士課程（総合工学科）

- ① 機械システムコースでは，機構，構造，材料などの運動や力学に関する知識・技術をベースに，電気電子工学，情報処理，コンピュータ及び人間工学や福祉工学の要素を取り入れ，ヒューマン・フレンドリーな機械システムを設計・開発できる実践的かつ創造的な技術者の養成を目標とする。
- ② 電気電子コースでは，電気エネルギーの発生・輸送・変換及びエレクトロニクスや情報通信に係わる基本技術を備え，これを効率的に利用するためのシステム設計，新材料開発などの周辺技術にも精通し，「人」を中心とする持続可能な社会を構築する視点から電気に関する幅広い技術を活用できる実践的かつ創造的な技術者の養成を目標とする。
- ③ 情報システムコースでは，高度情報化社会を支えるコンピュータのハードウェア・ソフトウェア，組み込みシステムなどの基本技術をベースとし，医療や福祉の視点に立ったスマート社会を実現する情報システムを提案・構築できる実践的かつ創造的な技術者の養成を目標とする。
- ④ 化学・バイオコースでは，物理化学，無機化学，有機化学，分析化学，生化学，化学工学などの基本知識を基盤とし，新しい材料開発や生体機能を応用する技術を身に付け，環境・食料・エネルギー・医療・福祉などの幅広い分野の問題解決に，柔軟な発想をもって取り組める実践的かつ創造的な技術者の養成を目標とする。
- ⑤ 建築デザインコースでは，従来の構造系分野とデザイン系分野からなる技術と芸術の融合に加えて情報工学・人間工学・福祉工学の視点を備え，過疎化・高齢化・少子化という地方が抱える問題や，近年頻発している自然災害などへの対応に建築・デザインの技術や知識を活用できる実践的かつ創造的な技術者

の養成を目標とする。

⑥ 各コース共通の教養教育では、専門教育を習得するための基礎的な能力を育成するとともに、社会人として必要な知識、技術を教授し、人格を形成し、教養を豊かにし、国際社会の中で活躍できる有為な人材を育てることを目標とする。

(米子工業高等専門学校学則第7条の2)

【5-2】準学士課程（機械工学科，電気情報工学科，電子制御工学科，物質工学科，建築学科）

① 教養教育科は専門教育を習得するための基礎的な能力を育成するとともに、社会人として必要な知識、技術を教授し、人格を形成し、教養を豊かにし、国際社会の中で活躍できる有為な人材を育てる。

② 機械工学科は、機構、構造、材料などの運動や力学に関する基礎知識を基に、機械システムを設計・開発する能力を有し、更にこのシステムをコントロール可能な機械制御システムとして扱うことができる実践的技術者の養成を目標とする。

③ 電気情報工学科は、電気エネルギーから情報通信に至るまで、電気・電子・情報関連の幅広い知識や技術を習得し、設計、開発、管理などの業務に従事できる実践的技術者の養成を目標とする。

④ 電子制御工学科は、組み込みマイコン及びロボット制御に関する専門的知識と技術を「情報」、「電気電子」、「機械制御」の各分野について幅広く習得することにより、ものづくりの基盤技術を支える創造性に富んだ実践的技術者の養成を目標とする。

⑤ 物質工学科は、化学及び生化学を基盤とし、それらから派生する工学の基礎知識と技術を備えた実践的技術者の養成を目標とする。

⑥ 建築学科は、社会環境及び建築技術の革新に合わせた知識・技術を習得し、建築の企画、設計、生産に従事する創造的な実践的技術者の養成を目標とする。

(米子工業高等専門学校学則第7条の2（令和2年度以前）)

【5-3】専攻科課程

① 生産システム工学専攻は、本科で学んだ機械工学，電気情報工学，電子制御工学分野の基礎知識と技術を基に、他分野の幅広い知識を修得し、学際的な技術分野における問題解決能力を備えた実践的開発型技術者の養成を目標とする。

② 物質工学専攻は、材料工学及び生物工学に関する基礎的な知識・技術と、それらを個別の問題に対して応用・発展させることのできる力を身につけ、幅広い視野に立って総合的な問題解決ができる実践的開発型技術者の養成を目標とする。

③ 建築学専攻は、建築・都市・地域計画，建築環境及び建築構造に関する高度な知識と技術を身につけ、幅広い視野に立って問題解決できる創造性に富んだ実践的開発型技術者を養成することを目標とする。

(米子工業高等専門学校学則第48条の2)